

堺市公報 第323号	令和6年8月2日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 2

<告示>

○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】…………… 6

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 6

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 7

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 8

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 9

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 9

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について

【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 10

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について

【健康福祉局健康部精神保健課】…………… 11

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について

【健康福祉局健康部精神保健課】	11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	12
○堺市景観計画の変更について	
【建築都市局都市計画部都市景観室】	13
<公告>	
○堺市民芸術文化ホールの臨時開館について	
【文化観光局文化国際部文化課】	14
○堺市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出について	
【環境局環境保全部環境共生課】	14
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について	
【環境局環境保全部環境対策課】	15
○南部大阪都市計画道路の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	17
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	18
<教育委員会規則>	
○堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課】	19

規 則

堺市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第65号

堺市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

堺市生活保護法施行細則（平成8年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」に改める。

第21条の見出し中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

様式目次中「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

様式第35号中

「		「
申請者	住所又は居所	申請者 住所又は居所
	を	氏 名 に改める。
氏 名		個人番号
	」	」

様式第37号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第38号中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市生活保護法施行細則様式第35号の規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市生活保護法施行細則様式第35号の規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第37号（第20条関係）

進学・就職準備給付金支給申請書

年 月 日

堺市 保健福祉総合センター所長 殿

申請者

住所又は居所

(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学・就職する先
名称 _____

4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）

☐ 進学・就職前の住宅と同じ☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）

居住（予定）地 _____

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

--

6 関係書類

(1) 進学の場合

ア 入学手続に着手していることが確認できる書類として、次のいずれか

(イ) 入学金を納付したことを証明する書類の写し

(ロ) 入学金延納（進学後に納付することをいう。）を申請した書類の写し

(ハ) 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

ウ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、次のいずれか

(イ) 内定通知書の写し、事業主の発行する就職証明書等

(ロ) 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し

(ハ) その他確実に就職先に就職することを証する書類

イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

（該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支店(名称) _____ 支店（ゆうちょ銀行以外）（記号）

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行）預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金

（該当する□にチェックを入れてください。）

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 （右につめて記載してください。）

（カナ）

口座名義人 _____

※ 上記の支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

告 示

堺市告示第304号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市西区築港新町三丁8番1の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 その他

当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。

~~~~~

## 堺市告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名             | 事業内容            | 事業所名            | 事業所所在地                      | 指定年月日    |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|----------|
| 一般社団法人シグナル      | 共同生活援助          | ステップアップ         | 大阪府堺市西区上424-3               | 令和6年7月1日 |
| 栄友社合資会社         | 居宅介護            | アーク訪問介護         | 大阪府堺市南区若松台二丁1番4-108号        | 令和6年7月1日 |
| 株式会社m o o b l e | 就労移行支援<br>(一般型) | CONNECT<br>堺東   | 大阪府堺市堺区新町4-7 材庄ビル3階AB号室     | 令和6年7月1日 |
| 株式会社セルヴィス       | 居宅介護            | エミュなかもずヘルパーセンター | 大阪府堺市北区中百舌鳥町六丁964番地         | 令和6年7月1日 |
| 株式会社橙           | 居宅介護            | ヘルパーステーション橙     | 大阪府堺市中区深阪2-5-2 ル・ミエール深阪105号 | 令和6年7月1日 |
| 株式会社橙           | 重度訪問介護          | ヘルパーステーション橙     | 大阪府堺市中区深阪2-5-2 ル・ミエール深阪105号 | 令和6年7月1日 |
| 合同会社七夕          | 居宅介護            | ケアセンター七夕        | 大阪府堺市美原区大饗332-1             | 令和6年7月1日 |
| 合同会社七夕          | 重度訪問介護          | ケアセンター七夕        | 大阪府堺市美原区大饗332-1             | 令和6年7月1日 |
| 大新興業株式会社        | 共同生活援助          | てらす             | 大阪府堺市北区百舌鳥梅北町三丁122番地1       | 令和6年7月1日 |

~~~~~

堺市告示第306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に

規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社七夕	地域移行支援	相談支援センター七夕	大阪府堺市美原区大饗332-1	令和6年7月1日
合同会社七夕	地域定着支援	相談支援センター七夕	大阪府堺市美原区大饗332-1	令和6年7月1日

堺市告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社OMORO	計画相談支援	相談支援ファニー	大阪府堺市中区榎葉170番地21	令和6年7月1日
合同会社七夕	計画相談支援	相談支援センター七夕	大阪府堺市美原区大饗332-1	令和6年7月1日

堺市告示第308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社ディグリス	重度訪問介護	堺北訪問介護支援センター	大阪府堺市堺区向陵東町三丁8番46号 カズトビル3階	令和6年6月1日
社会福祉法人悠人会	居宅介護	ベルファミリアヘルパーステーション	大阪府堺市中区東山841番地1	令和6年6月30日
社会福祉法人悠人会	重度訪問介護	ベルファミリアヘルパーステーション	大阪府堺市中区東山841番地1	令和6年6月30日
株式会社アニスト	居宅介護	アニストヘルパーステーション御陵	大阪府堺市堺区御陵通1番6号	令和6年6月30日
株式会社アニスト	重度訪問介護	アニストヘルパーステーション御陵	大阪府堺市堺区御陵通1番6号	令和6年6月30日

堺市告示第309号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社AOSA KURA	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス ベア	大阪府堺市南区宮山台四丁2番5-2号	令和6年7月1日
株式会社AOSA KURA	放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス ベア	大阪府堺市南区宮山台四丁2番5-2号	令和6年7月1日
有限会社幸智福祉社	保育所等訪問支援	児童発達支援放課後等デイサービス k i r a r a	大阪府堺市堺区山本町一丁18-6	令和6年7月1日

堺市告示第310号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人風の馬	障害児相談支援	ペガサス計画相談支援センター 雅老園	大阪府堺市堺区楠町二丁1番20号	令和6年6月30日

堺市告示第311号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
という薬局三国ヶ丘店	堺市堺区向陵中町1-5-28	薬局	令和6年6月1日
虹薬局 堺Lab	堺市堺区向陵西町4-6-12 アミソールビル1階	薬局	令和6年6月1日
プラザ薬局 七道店	堺市堺区三宝町1-26 南海七道駅前クリニックビル1階	薬局	令和6年6月1日
アピス薬局 堺店	堺市中区小阪359-7	薬局	令和6年6月1日
サン薬局 北花田店	堺市北区東浅香山町4-6 圭祐館1階	薬局	令和6年7月1日
リンク訪問看護ステーションなかもず	堺市北区百舌鳥梅町3-28-17	訪問看護	令和6年7月1日
訪問看護ステーション涼	堺市西区北条町2-5-28	訪問看護	令和6年7月1日

~~~~~

## 堺市告示第312号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条

第1号の規定により告示する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名                 | 医療機関所在地                       | 種別     | 更新年月日    |
|-----------------------|-------------------------------|--------|----------|
| はるの訪問看護ステーション         | 堺市堺区大町東3-1-12                 | 訪問看護   | 令和6年6月1日 |
| 訪問看護ステーション 轍          | 堺市堺区向陵東町1-4-1<br>3 プルメリア108号室 | 訪問看護   | 令和6年6月1日 |
| 訪問看護ステーション アップルキャンディー | 堺市南区槇塚台2-12-8                 | 訪問看護   | 令和6年6月1日 |
| キリン堂薬局 堺東山店           | 堺市中区東山580-2                   | 薬局     | 令和6年7月1日 |
| にしだクリニック              | 堺市堺区戎島町2-70-1<br>MY2 堺駅前ビル2F  | 薬局     | 令和6年7月1日 |
| 医療法人共幸会 よしかわ健やかクリニック  | 堺市西区浜寺元町1-120-1               | 病院・診療所 | 令和6年7月1日 |
| ココカラファイン薬局 泉ヶ丘駅店      | 堺市南区竹城台1-1-1<br>泉ヶ丘駅2階        | 薬局     | 令和6年7月1日 |
| スギ薬局 堺白鷺店             | 堺市東区白鷺町3-12-47                | 薬局     | 令和6年7月1日 |
| 訪問看護ステーション for you    | 堺市美原区太井687-2                  | 訪問看護   | 令和6年7月1日 |
| 訪問看護ステーション エール        | 堺市南区豊田40                      | 訪問看護   | 令和6年7月1日 |

~~~~~

堺市告示第313号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	医療法人吉田クリニック ホームケアクリニック堺	堺市中区深井沢町3288 メナード堺南ビル4階	病院・診療所	令和6年4月1日
変更後	ホームケアクリニック堺			

堺市告示第314号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画を公衆の縦覧に供する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 変更する景観計画の名称
堺市景観計画
- 2 効力の発生する日
令和7年1月6日
- 3 縦覧場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市建築都市局都市計画部都市景観室

公 告

堺市公告第484号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市民芸術文化ホールの臨時開館の日時を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

1 臨時開館日時

令和6年8月5日（月） 午前10時から午後5時まで（予定）

令和7年3月17日（月） 午前9時から午後10時まで（予定）

2 開館施設

堺市民芸術文化ホール

3 開館理由

公演事業を実施するため

4 備考

臨時開館は公演事業のみとし、施設の貸出や予約受付等は実施しないものとする。

~~~~~

### 堺市公告第485号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第41条第3項の規定に基づき、事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

1 事業者等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三井不動産株式会社

代表取締役社長 植田 俊

東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

(1) 名称

(仮称) 堺市美原区黒山東計画

(2) 種類及び規模

ア 種類

堺市環境影響評価条例別表第20号に掲げる道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設の事業

イ 規模

駐車台数 約3,050台

(3) 対象事業実施区域

堺市美原区黒山地内

3 関係地域

堺市美原区

4 事後調査報告書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市環境局環境保全部環境共生課

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

(2) 期間

令和6年8月2日(金)から令和7年2月3日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第486号

堺市循環型社会形成推進条例(平成15年条例第32号)第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の

規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社エスエスサービス
代表取締役 下原 啓明
兵庫県宝塚市米谷一丁目12番3号
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
大阪府堺市中区深阪一丁2494番地、2495番地
- 3 廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
廃プラスチック類 金属くず ガラスくず
(以上3種類は特定家庭用機器廃棄物に限る)
※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く
- 5 廃棄物処理施設の処理能力
積替え場所の面積 42.7㎡
保管場所の面積 49㎡
保管場所の容量 88.2㎥
積み上げ高さ 1.8m
- 6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課
 - (2) 期間
令和6年8月2日(金)から同月31日(土)まで
ただし、堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

## 堺市公告第487号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 都市計画の種類

道路

## 2 都市計画の変更に係る土地の区域

## (1) 変更する土地の区域

（7・7・201-8号 南海本線附属街路西5号線）

堺市西区浜寺諏訪森町西四丁地内

## (2) 追加する土地の区域

（7・7・201-8号 南海本線附属街路西5号線）

堺市西区浜寺公園町一丁、浜寺公園町二丁地内

## (3) 廃止する土地の区域

（7・7・201-9号 南海本線附属街路西6号線）

堺市西区浜寺諏訪森町西四丁、浜寺公園町一丁、浜寺公園町二丁地内

## 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和6年8月2日から同月16日まで

4 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月2日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区黒土町2337番4から2337番7まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号

フジ住宅株式会社

代表取締役 宮脇 宣綱

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第117号

堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第4条の規定に基づき、堺市指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したので、同規程第7条第5号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月2日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

処 分 内 容 指定の効力の停止3月
 停 止 期 間 令和6年7月17日から令和6年10月16日まで
 指 定 番 号 第20号
 事業者の名称 中山建設株式会社
 事業者の住所 高石市羽衣5丁目13番14号
 代表者の職氏名 代表取締役 中山 力
 事業所の名称 中山建設株式会社
 事業所の所在地 高石市羽衣5丁目13番14号

処 分 内 容 指定の効力の停止1月
 停 止 期 間 令和6年7月17日から令和6年8月16日まで
 指 定 番 号 第154号
 事業者の名称 株式会社マツモト工業
 事業者の住所 堺市西区堀上緑町3丁7番18号
 代表者の職氏名 代表取締役 松元 延行
 事業所の名称 株式会社マツモト工業
 事業所の所在地 堺市西区堀上緑町3丁7番18号

教育委員会規則

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年8月2日

堺市教育委員会
 教育長 関 百 合 子

堺市教育委員会規則第12号

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則の一部を改正する規則

堺市教職員の懲戒処分の基準に関する規則（平成29年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「したとき」の次に「、故意又は重大な過失により報告を怠ったとき」を加える。

別表第32項中「児童又は生徒に体罰」を「幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）に体罰又は暴言、威嚇等の不適切な言動」に改め、別表中第89項を第91項とし、第37項から第38項までを2項ずつ繰り下げ、同表第36項中「児童又は生徒」を「児童等」に改め、同項を同表第38項とし、同表第35項中「児童又は生徒」を「児童等」に改め、同項を同表第37項とし、同表第34項中「児童又は生徒」を「児童等」に改め、同項を同表第36項とし、同表第33項中「児童又は生徒」を「児童等」に改め、同項を同表第35項とし、同表第32項の次に次のように加える。

33	前項の場合において、児童等を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせること。	免職又は停職
34	児童等に常習的に又は態様が特に悪質な体罰又は暴言、威嚇等の不適切な言動をすること。	免職、停職又は減給

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、施行日以後の行為に係る地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項に規定する処分（以下単に「処分」という。）について適用し、施行日前の行為に係る処分については、なお従前の例による。